

## 大阪市告示第50号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年1月19日

大阪市長 横山 英幸

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ住之江

大阪市住之江区南加賀屋二丁目61番 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東宝株式会社 代表取締役 松岡 宏泰

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社万代 代表取締役 阿部 秀行

大阪市生野区小路東三丁目10番13号

外9者

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年8月29日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,400㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物西側（平面駐車場）	62台

建物屋上（屋上駐車場）
-------------

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物西側（駐輪場①）	153台
建物北西側（駐輪場②）	（うち原動機付自転車8台）

③ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
1階東側（荷さばき施設）	78.0㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
1階北東側 （一般廃棄物保管施設）	20.6m <sup>3</sup>
1階北東側 （再生利用対象物保管施設①）	18.3m <sup>3</sup>
建物1階東側 （再生利用対象物保管施設②）	12.0m <sup>3</sup>
合計	50.9m <sup>3</sup>

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社万代	午前7時00分	翌午前0時00分
株式会社大創産業		
株式会社ひごペットフレンドリー		
株式会社イトウゴフク		
未定6店舗		

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間
平面駐車場	午前 6 時30分から翌午前 0 時30分
屋上駐車場	

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数及び位置
平面駐車場	出入口 1 箇所（敷地西側）
屋上駐車場	
合計	2 箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
1 階東側（荷さばき施設）	午前 6 時00分から午後 9 時00分

2 届出年月日

令和 5 年12月28日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番10号 A T CビルO's棟南館 4 階

② 住之江区役所協働まちづくり課

大阪市住之江区御崎三丁目 1 番17号 住之江区役所 4 階

(2) 期間

令和 6 年 1 月19日(金)から令和 6 年 5 月20日(月)まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年5月20日(月)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)